

# 豊田市農業委員会議事録

令和5年9月28日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和5年9月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第65号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第68号 農地法第5条事業計画変更申請承認について
- 議案第69号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第70号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第71号 農用地利用集積計画の決定について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	中川 豊
4番	中根 敏明	5番	深津 峰男	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	石川 文志	9番	梅村 逸次
10番	水嶋 広	11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司
13番	梅村 貢司	14番	中島 匡代	15番	加知 満
16番	伊藤 政和		—————	18番	林 如実
19番	杉田 雅子				

< 欠席委員 > (1名)

17番 倉地 雅博

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
主任主査	杉本 一浩	主査	神谷 一平	主査	井上 貴道
担当長	安藤 康朗	担当長	白川 佳宏		

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、17番、倉地雅博委員、以上1名です。委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

5番、深津峰男委員、6番、近藤和人委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第65号から第71号までの審議案件7件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第65号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第65号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

73番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは問題ない旨、御意見いただいております。

74番、秋葉町の件。

担当推進委員の日高委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

75番、野見町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

76番、堤町の件。

担当推進委員の酒井委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

77番、坂上町の件。

担当推進委員の加藤委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

78番、夏焼町の件。

担当推進委員の岡田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可

の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

どうぞ。

石川委員： 一番最後の案件で、「(空き家情報バンク)」というのがあるんですけど、空き家情報バンクを通じて借り入れたということでしょうか。この空き家情報バンクというのが、個人的によく分からないんですけど、これ、豊田市が運営している何かでしょうか。

事務局： 空き家情報バンクというのは、豊田市独自の制度で、山村地域に移住を希望する方に空き家を紹介する制度です。その特例で、空き家に付随する農地ということで、農家要件がない方でも取得することができます。ただし、農地の面積に制限がございまして、1,000平米未満になります。取得しても農家の要件がある状態にはなりませんので、またさらに取得したい場合は、普通に農地を買うときと同じように借りて5年間、1,000平米以上を利用権設定した後、農家になるというのは変わらないのですが、1,000平米未満はいきなり移住するときに取得することができるという制度となっております。

石川委員： ありがとうございます。

会 長： よろしいですか。

(会場声なし)

会 長： それでは、採決をいたします。

議案第65号で上程されました6件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第65号は承認決定されました。

令和5年議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

10番、大林町の件、農業用倉庫（始末書案件）です。農地区分は農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。許可基準は、農用地利用計画で指定された用途に供するものに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者は、本宅が隣地にあり、平成8年頃から当該地を農業用倉庫として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

続きまして、11番、若林東町の件、農家住宅（敷地増）（始末書案件）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者は、本宅が隣地にあり、平成12年頃から当該地を自宅敷地の一部として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

お願いします。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、12番、西岡町の件、農業用倉庫・駐車場（始末書案件）です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、申請者は、周辺に多数耕作地があり、令和4年11月頃から当該地を農業用倉庫・駐車場として、許可申請をせずに利用していたものを、今回是正するものです。

お願いいたします。

杉浦委員： 特に異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御質問、御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第66号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第66号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

162番、宮口町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、163番、汐見町の件、従業員駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地にも該当しない農地です。以降、同基準は「その他2種農地」と読ませていただきます。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、164番、栄生町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある

農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いいたします。

鈴木委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

165番、野見町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、166番、矢並町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準はその他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

167番、鴛鴨町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

168番、竜神町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、169番、竜神町の件、資材置場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、土橋駅からおおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、170番、竹元町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、171番、宝町の件、自己用住宅・通路です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、172番、宝町の件、自己用住宅・通路です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、相当数の街区を形成している区域です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、173番、若林西町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いいたします。

近藤委員： 168番、169番、170番、171番、172番、173番、問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

174番、堤町の件、分家住宅（始末書案件）です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。本案件は始末書案件であり、平成19年頃から許可申請をせずに当該地を駐車場として利用していたものを、今回、住宅への転用申請をすることにより是正するものです。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

175番、御船町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許

可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

176番、保見町の件、分家住宅です。農地区分は第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、177番、伊保町の件、駐車場です。農地区分は第2種農地です。判断基準は、市街地に近接する区域にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水嶋委員： 両案件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございます。

178番、力石町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準はその他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、179番、力石町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準はその他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、180番、富田町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準はその他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、181番、城見町の件、自己用住宅です。農地区分は第2種農地です。判断基準はその他2種農地です。許可基準は、第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを

除き、許可できるに該当します。

本案件は、現地確認により工事の事前着手が明らかになり、始末書案件となりました。令和5年4月頃に事業者が工事を行っており、これ以上工事をしないよう指導し、始末書を提出させました。

お願いします。

水野委員： 始末書提出ということから許可相当にします。以上です。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第67号で上程されました20件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第68号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第68号「農地法第5条事業計画変更申請承認について」。

11番、御船町の件、変更内容は事業者変更です。

本件は、平成9年3月21日付で第5条許可を分家住宅で得ました。しかし、許可後に申請者が市街化区域へ計画地を移したため、着手されないままとなっていました。今回、事業者変更により、事業完了を図るものです。

なお、事業者変更であるため、同時に農地転用許可申請がされております。  
また、本来であれば、当初の許可後、速やかに事業が行われるべきでしたが、  
25年近く事業が行われていませんでした。当時の許可権者である県が許可後の  
事業の進捗をフォローし、適正に指導を行っていたら、今回の事案が発生す  
ることはありませんでした。しかし、やむを得ず、このような事業計画変更の  
申請を受けざるを得ない状況となってしまいました。

許可権者が県から市になってからは、このようなことが起きないように、農業  
振興課が、許可後の進捗管理、指導を徹底しております。

以上です。

お願いします。

梅村（逸）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いし  
ます。

（賛成者挙手）

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号は、適当である旨、承認されました。

令和5年議案第69号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第69号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

7番、竹元町の件。

担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

8番、上丘町の件。

担当推進委員の酒井委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

9番、東保見町の件。

担当推進委員の前田委員から、証明について問題ない旨、御意見いただいております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は承認決定されました。

令和5年議案第70号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和5年議案第70号「農業振興地域整備計画の変更について」。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

農業振興地域整備計画の農振農用地除外についてです。

73番、配津町の件、分家住宅です。

御意見ををお願いします。

中川委員： 特に問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、74番、永覚新町の件、流通業務施設です。

続きまして、75番、永覚新町の件、分家住宅です。

続きまして、76番、永覚新町の件、分家住宅です。

続きまして、77番、鴛鴨町の件、分家住宅です。

続きまして、78番、鴛鴨町の件、分家住宅です。

続きまして、79番、渡刈町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

深津委員： 74番から79番の6件、問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、80番、大林町の件、分家住宅です。

続きまして、81番、竹元町の件、分家住宅です。

続きまして、82番、中町の件、住宅の敷地増しです。

続きまして、83番、竜神町の件、自己用住宅です。

御意見を申し上げます。

近藤委員： 4件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、84番、堤本町の件、流通業務施設の駐車場です。

続きまして、85番、堤町の件、分家住宅です。

御意見を申し上げます。

杉浦委員： 2件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、86番、荒井町の件、流通業務施設の駐車場です。

御意見を申し上げます。

梅村（逸）： 異議ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、87番、保見町の件、分家住宅です。

続きまして、88番、保見町の件、自己用住宅です。

御意見を申し上げます。

水嶋委員： 両件とも問題ございません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、８９番、寺下町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

水野委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、９０番、迫町の件、病院の駐車場です。

御意見をお願いします。

梅村（貢）委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、９１番、西細田町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いします。

加知委員： ９１番、問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

（会場声なし）

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第７０号で上程されました１９件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第７０号は承認決定されました。

令和５年議案第７１号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第71号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年10月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙議案第71号資料①は利用権の総括表になります。議案第71号資料②は1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第71号資料①の総括表で御説明をさせていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年10月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、26筆2万5,305平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第71号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第71号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案17ページ及び別紙配布資料3ページ及び4ページを御覧ください。

報告「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務

局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案18ページを御覧ください。

報告「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」。

96番、和会町の案件から、24ページを御覧ください、122番、宝町の案件までの27件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案25ページを御覧ください。

報告「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」。

30番、朝日町の自己用住宅の案件から、27ページを御覧ください、38番、小川町の駐車場までの9件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案28ページを御覧ください。

報告「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」。

147番、下林町に分譲宅地の案件から、31ページを御覧ください、162番、寿町に分譲住宅までの16件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時30分)

議事録署名者

---